

(公 印 省 略)  
平成2年4月23日

保護者 様

邑楽町長 金子 正一

町立保育園・認定こども園の登園自粛の要請について

日頃より、幼児教育・保育行政にご理解をいただき、また、新型コロナウイルス感染症予防に努めていただき感謝申し上げます。

このたび、全都道府県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象となり、群馬県においても、同法に基づく緊急事態措置として外出の自粛、事業者や施設管理者に施設使用の制限など各要請が行なわれました。

そのような状況においても、職種により、園での子どもの保育を必要とされる方が多数おり、開所していく必要があることから保育園や認定こども園は施設の休止要請の対象外となっています。

感染の予防に留意したうえで開所をしていますが、園の利用にあたっては、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方で、子どもの保育が必要な方とし、保護者が仕事を休んで家にいることが可能な方は登園を控えるよう要請いたします。

この要請は、園における感染リスクをできる限り抑え、子どもや保護者、職員を感染から守るためであることをご理解いただきますようお願いいたします。

また、上記のとおり、園は通常開所ではないことを勤務先にご理解いただき、感染の防止からも家庭でお子さんと一緒に過ごされることを節にお願いいたします。

(必要に応じ、本通知を勤務先に提示するなど活用願います。)

担当：子ども支援課 児童支援係 電話 0276-47-5023 (直通)